

びわこリハビリテーション専門職大学 共同研究取扱規程

[2025年4月1日制定]

(趣旨)

第1条 この規程は、びわこリハビリテーション専門職大学(以下「大学」という。)における民間等外部の機関(以下「外部機関」という。)との共同研究の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号による。

- (1)「共同研究」とは、大学及び民間企業あるいは公設の研究機関等(以下「外部機関」という。)が共通の課題について共同して行う研究をいう。
- (2)大学の教員と当該外部機関等の研究者が共通の課題について分担して行う研究をいう。

(共同研究の申込み)

第3条 共同研究を行おうとする者は、別に定める共同研究申請書(様式1)を提出し、学長及び理事長の承認を得なければならない。

(受入契約書の締結)

第4条 共同研究の受入れが決定した場合は、共同研究契約の締結手続きをとるものとする。

(研究に要する経費等)

第5条 共同研究に要する経費は、次の各号を原則とする。

- (1)外部機関における研究に要する費用は外部機関が負担するものとする。
- (2)大学及び外部機関に所属する研究者等の人件費は、それぞれの機関が負担するものとする。

(設備等の取扱い)

第6条 共同研究遂行の必要上、大学又は外部機関においてそれぞれの負担において取得した設備は、それぞれの所属に属するものとする。

2 共同研究の遂行上必要な場合は、外部機関からその所有に係る設備を無償で受け入れることができるものとし、この場合の搬入・搬出に要する経費は、原則として当該外部機関が負担するものとする。

(研究場所)

第7条 大学の教員は、大学において行う研究又は分担して行う研究のために必要な場合は、外部機関の施設において研究を行うことができるものとする。

2 前項の場合において、大学の教員が当該外部機関の施設において研究を行う場合は、研究用務のための出張として取り扱うものとする。

(共同研究の中止又は期間の延長)

第8条 天災その他研究上やむを得ない理由により研究を中止し、又はその期間を変更する必要がある場合は、直ちにその旨を事務センターに報告しなければならない。

(特許出願)

第9条 大学の教員又は外部機関等研究員が共同研究の結果それぞれ独自に発明等を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめそれぞれ相手側の同意を得るものとする。

2 大学の教員又は外部機関等共同研究員が共同研究の結果共同して発明を行った場合において、特許出願行おうとするときは、持分等を定めた共同出願等の契約を締結し、共同出願等を行うものとする。ただし、外部機関等の長から特許を受ける権利を継承した場合は単独で出願を行うものとする。

3 外部機関等は、共有に係る特許権に関する出願費、特許料をそれぞれの持分に応じて負担するものとする。

(研究成果及び研究実施状況等の公表)

第10条 大学の教員及び外部機関等研究員は、共同研究による研究成果及び研究の実施状況を原則として公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特許の出願その他特に必要があると認められるときは、学長は研究成果及び研究の実施等の公表の時期及び方法を外部機関等の長との協議により定めるものとする。

(共同研究の完了)

第11条 共同研究に係る大学の教員は、共同研究完了後速やかに別に定める研究実績報告書により学長に報告(様式2)するものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行う。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。